

令和3年度

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のための コンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）間接補助対象事業（二次募集） Q&A

1. 間接補助対象事業者について

Q1：公募要件にある観光地域づくり法人には、観光地域づくり候補法人も含まれますか？

A1：含まれません。申請時点で、登録観光地域づくり法人として認められている法人に限ります。

Q2：公募要件に「地方公共団体又は観光地域づくり法人との連携体制が明らかな者」とありますが、連携体制が築かれていることはどのように示せば良いですか？

A2：提案書（様式1）の「Ⅲ地域の一体性 （3）組織体制図・役割分担」にそれぞれの役割が明らかであることをご記載ください。

Q3：1つの事業者が複数の事業に参画することは可能でしょうか？

A3：計画申請者になる計画は1件としますが、複数計画に連携事業者として参画することは妨げません。選定にあたっては地域内の連携状況を審査します。

2. 補助対象経費について

Q1：改修の範囲を教えてください。

A1：改修の範囲については、必要以上に華美な設えとするためのものや、施設として当然備えているべき設備に係るものは対象外となります。

例えば

- クーラーなどの空調設備や照明設備など
- 明らかにアドベンチャーツーリズムの推進につながるとは言えない設備

Q2：間取り変更のためのリフォームは対象でしょうか？

A2：アドベンチャーツーリズム推進のために必要なものであれば対象となります。

Q3：アプリの開発は対象でしょうか？

A3：ソフト面の整備に係る費用は対象外となります。

Q4：ホームページの充実及び新規サイトのページ制作は対象でしょうか？

A4：ソフト面の整備に係る費用は対象外となります。

Q5：既存ホームページの多言語化は対象でしょうか？

A5：ソフト面の整備に係る費用は対象外となります。

Q6：プロモーション素材整備のために必要なカメラ等の購入は対象でしょうか？

A6：対象外となります。

Q7：故障や劣化により使用不可となった物品の買い替えは対象でしょうか？

A7：同レベル機能の既存物品購入に係る費用は対象外となります。アドベンチャーツーリズム推進に向けた新規性・発展性のある取組により新たに必要となる物品購入に係る費用が対象となります。

Q8：公募要領に「アドベンチャーツーリズム推進計画は新たに策定するものに限らず、既に策定されているものを含む」とありますが、既に購入した備品等の費用も計上可能なのでしょうか？

A8：補助対象となるのは交付決定後に発生した費用のみとなりますので、既に発注済み、支払い済みの費用は対象外となります。

Q9：アドベンチャーツーリズム事業実施エリア内に上水道が未整備の箇所があり、トイレ設置等の観光客受入れに必要な環境整備ができない部分があるため、上水道敷設工事を実施したいと考えています。このような工事費用は計上可能でしょうか？

A9：計上可能です。ただし、公募要領に基づき、上水道敷設工事がアドベンチャーツーリズムを充実させ、観光客の満足度向上に資することを目的とした長期滞在型ツアーや観光コンテンツ造成等に必要となることを明確に示していただく必要がございます。

Q10：宿泊施設へのサイクルスタンド設置費や、客室に自転車を保管可能とする改修などは、計上可能でしょうか？

A10：計上可能です。ただし、単なるサイクリストの利便性向上のための整備ではなく、地域としてアドベンチャーツーリズムを充実させ観光客の満足度向上を図るために必要であることを明確にお示してください。

Q11：自転車などのレンタル料については、事業実施期間中のレンタル料（交付決定後～令和4年3月4日まで）であれば補助対象経費となるのでしょうか？

A11：レンタルの場合、契約の解除によって事業の終了が可能であり、次年度以降の事業継続についても、現実性が物品購入に対して低いと考えられるため、レンタル料は計上不可です。

3. 精算について

Q1：事業実施にあたって、事前の概算払いや都度精算いただくことは可能でしょうか？

A1：概算払いや都度精算には対応できません。資金調達可否も考慮いただいたうえで応募ください。

Q2：精算時に領収書は必須でしょうか？請求書のみでの精算は可能でしょうか？

A2：領収書は必須であり、請求書のみでの精算はできません。

Q3：次年度への事業の繰り越しは可能でしょうか？

A3：原則、次年度に繰り越すことはできません。補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、別途事務局が定める期日までに報告の上、様式第11-2（間接補助対象事業年度終了実績報告書）と、必要に応じて参考となる資料を添えて提出していただきます。

Q4：事業費の自己負担分は、計画申請者が支払うのでしょうか？

A4：事業費の自己負担分は、間接補助対象事業者にお支払いいただきます。ただし、計画申請者と間接補助対象事業者が同一の場合は、計画申請者に自己負担いただきます。

Q5：間接補助対象事業者の組織運営に地方創生推進交付金が含まれているのですが、本事業の自己負担分の費用を地方創生推進交付金で賄うことは可能でしょうか？

A5：国から別途支給されている交付金や補助金等を、本事業の実施に充てることはできません。